

総社市消防訓令第1号

消 防 本 部
消 防 署

総社市火災予防査察規程（平成17年総社市消防訓令第12号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月19日

総社市消防長 中山利典

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条項等及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示、追加条項等及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨) 第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第4条及び第16条の5、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。）第62条第1項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）第83条第3項の規定に基づいて行う立入検査（以下「査察」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (査察員等) 第2条 略</p>	<p>(趣旨) 第1条 この訓令は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第4条及び第16条の5、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。）第62条第1項及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）第83条第3項の規定に基づいて行う立入検査（以下「査察」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (査察員等) 第2条 略</p>

改正後	改正前
<p>2 査察員は、消防長が<u>消防職員</u>のうちから選任するものとする。</p> <p>3 消防長又は消防署長は、査察に際し必要と認めるときは、<u>査察員以外の消防職員若しくは消防団員に査察を補助させることができる。</u></p> <p><u>(査察区分)</u></p> <p>第3条 査察の区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>定期査察</u> 定期に実施する査察をいう。</p> <p>(2) <u>特別査察</u> 消防長若しくは消防署長が特に必要と認めた場合又は査察依頼があった場合に実施する査察をいう。</p> <p>(3) <u>警戒査察</u> 消防長又は消防署長が火災警報発令時に、火災警戒上特に必要と認めた場合に実施する査察をいう。</p> <p><u>(査察基準)</u></p> <p>第4条 消防対象物（以下「対象物」という。）の定期査察の基準は、別表のとおりとする。ただし、<u>良好対象物（関係法令に定める届出等が提出されており、その内容に火災予防上の不備欠陥がなく、かつ前回の査察から現状において変更がないことが確認された対象物をいう。）における定期査察の実施回数については、減ずることができる。</u></p> <p>2 略</p> <p><u>(査察計画)</u></p> <p>第5条 <u>予防課長又は消防署長（以下「課長等」という。）は、査察方針を決定した上で査察計画を樹立し、毎年4月10日までに当該年度分の査察計画を、消防長に報告しなければならない。</u></p>	<p>2 査察員は、消防長が<u>消防吏員</u>のうちから選任するものとする。</p> <p>3 消防長又は消防署長は、査察に際し必要と認めるときは、<u>査察員以外の消防吏員若しくは消防団員に査察を補助させることができる。</u></p> <p><u>(査察基準)</u></p> <p>第3条 査察する防火対象物（以下「対象物」という。）の査察基準は、別表の定めるところによる。</p> <p>2 略</p> <p><u>(査察の区分)</u></p> <p>第4条 査察の区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>定期査察</u> 定期に実施する査察をいう。</p> <p>(2) <u>特別査察</u> 消防長若しくは消防署長が特に必要と認めた場合又は査察依頼があった場合に第3条の規定によらず実施する査察をいう。</p> <p>(3) <u>警戒査察</u> 消防長又は消防署長が火災警報発令時に、火災警戒上特に必要と認めた場合に実施する査察をいう。</p> <p><u>(車両及び住宅の査察)</u></p> <p>第5条 <u>車両及び住宅の査察は、必要により消防長又は消防署長が指示した場合に実施するものとする。</u></p> <p><u>(査察計画)</u></p> <p>第6条 消防長及び消防署長は、年間査察計画を樹立して査察を実施しなければならない。ただし、<u>特別査察を実施した対象物については、定期査察を省略することができる。</u></p> <p>2 <u>予防課長又は消防署長（以下「課長等」という。）は、前項に規定する年間査察計画を4月末までに消防長に提出しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>2 <u>査察員は、査察計画に従い査察を行うものとする。ただし、特別査察を実施した対象物については、定期査察を省略することができる。</u> <u>(協力要請)</u></p> <p>第6条 <u>消防長又は消防署長は、火災予防上必要と認める場合は、法第35条の13の規定に基づき、関係官公署に対して照会又は協力を求めることができる。</u></p> <p>2 <u>消防長又は消防署長は、査察に際し必要と認めるときは、専門的知識又は技能を有する者の協力を求めることができる。</u> <u>(査察員の遵守事項)</u></p> <p>第7条 査察員は、査察に当たっては次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 服装は査察の区分、内容等によって、制服又は活動服とし、特別査察においては腕章(別図)を着用すること。</p> <p>(3) 査察に関しては、総社市消防手帳を提示して来意を告げ、<u>関係者又は管理、監督的な地位にある者の立会</u>いを求めて行い、特別の命令のない限り単独では行わないこと。</p> <p>(4) <u>関係者の民事的紛争に関与しないこと。</u></p> <p>(5) 対象物の位置、構造、設備、管理の状況又は消防計画等について火災予防上の不備欠陥がある場合は、関係法令の趣旨をよく説明して懇切に指導するとともに、<u>関係法令に定めのない事項</u>といえども防火上必要な事項は、適切な判断により指導に努めること。</p> <p>(6) 略</p> <p><u>(資料の提出及び報告の徴収)</u></p> <p>第8条 <u>査察員は、関係者に対して対象物の実態把握に必要な資料について任意の提出を求め、又は火災予防上必要があると認められる事項について任意の報告を求めることができる。</u></p> <p>2 <u>消防長又は消防署長は、前項に規定する資料の提出又は報告が関係者の任意の提出又は報告により難しい場合は、法第4条又は第16条の5の規定</u></p>	<p>(査察員の遵守事項)</p> <p>第7条 査察員は、査察に当たっては次の事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 服装は査察の区分、内容等によって、制服又は活動服とし、特別査察においては腕章(様式第1号)を着用すること。</p> <p>(3) 査察に関しては、総社市消防手帳を提示して来意を告げ、<u>管理者又は関係者の同行</u>を求めて行い、特別の命令のない限り単独では行わないこと。</p> <p>(4) <u>言動動作を丁寧にし、強権がましい不そんな態度を慎むとともに、相手方に不快の感をいだかせないように注意すること。</u></p> <p>(5) 防火対象物の位置、構造、設備、管理の状況又は消防計画等について火災予防上の不備欠陥がある場合は、関係法令等の趣旨をよく説明して懇切に指導するとともに、<u>法令に定めのない事項</u>といえども防火上必要な事項は、適切な判断により指導に努めること。</p> <p>(6) 略</p> <p><u>(査察の事前通告)</u></p> <p>第8条 査察員は、事前通告の必要がある場合は、<u>24時間以前に関係者に通告しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>に基づき、当該関係者に対して当該資料の提出又は報告を命ずることができる。</u></p> <p>(査察結果等の報告)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 課長等は、毎月の査察結果をとりまとめて、<u>翌月の7日までに</u>消防長に報告しなければならない。</p> <p>3 課長等は、<u>毎年度3月末日までに当該年度分の</u>査察結果による改善状況をとりまとめて、消防長に報告しなければならない。</p> <p>(査察台帳)</p> <p>第10条 消防本部及び消防署には、<u>査察台帳を備え、査察に必要な図面及び資料を添付しておかなければならない。</u></p> <p>(是正指導)</p> <p>第11条 査察員は、査察の結果、不備欠陥事項について指摘をする場合は、その対象物の関係者に立入検査結果通知書を交付するものとし、その旨を査察台帳に記録しておかなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>(違反の処理)</p> <p>第12条 消防長又は消防署長は、前条の指示に従わない場合及び火災予防上又は人命に著しく危険があると認めるときは、総社市火災予防違反処理規程（平成17年総社市消防訓令第13号）により違反の処理を行うものとする。</p> <p>(公表)</p> <p>第13条 査察員は、<u>査察の結果、総社市火災予防条例施行規則（平成17年総社市規則第162号。以下「規則」という。）第8条の2第2項に規定する公表の対象となる違反を認めた場合は、立入検査結果通知書に公表の対象となる違反について公表する旨を記載し、関係者に交付するものとする。</u></p>	<p>(査察結果等の報告)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 課長等は、毎月の査察結果をとりまとめて翌月の7日までに消防長に報告しなければならない。</p> <p>3 課長等は、<u>年間の</u>査察結果による改善状況をとりまとめて、<u>翌年度の4月末日までに</u>消防長に報告しなければならない。</p> <p>(査察台帳等)</p> <p>第10条 消防本部及び消防署には、<u>査察台帳及び防火対象物索引簿（様式第2号）を備えなければならない。消防本部の索引簿には予防課が査察を実施する対象物を、消防署の索引簿には消防署が査察を実施する対象物を記載するものとする。</u></p> <p><u>2 査察台帳には、査察に必要な図面及び資料を添付しておかなければならない。</u></p> <p>(是正指導)</p> <p>第11条 査察員は、査察の結果、不備欠陥事項について<u>指示</u>をする場合は、その対象物の関係者に立入検査結果通知書を交付するものとし、その旨を査察台帳に記録しておかなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 消防長又は消防署長は、指示書を交付した場合で、是正を促進するため必要があると認めるときは、勧告書を交付することができる。</u></p> <p>(違反の処理)</p> <p>第12条 消防長又は消防署長は、前条の指示<u>又は勧告</u>に従わない場合及び火災予防上又は人命に著しく危険があると認めるときは、総社市火災予防違反処理規程（平成17年総社市消防訓令第13号）により違反の処理を行うものとする。</p>

改正後		改正前													
<p>2 査察員は、前項に規定する立入検査結果通知書を交付した場合は、公表該当違反報告書により課長等に報告するものとする。</p> <p>3 課長等は、前項に規定する報告を受けた場合は、公表該当違反報告書により速やかに消防長に報告しなければならない。</p> <p>4 消防長は、前項に規定する報告を受け、総社市火災予防条例（平成17年総社市条例第214号）第47条の2第1項に規定する公表の必要があると認めた場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、公表予定日の7日前までに公表通知書を関係者に直接交付するものとする。</p> <p>5 消防長は、前項に規定する公表通知書を交付した場合は、受領書に関係者の署名押印を求めるものとする。</p> <p>6 消防長は、公表予定日までに公表の対象となる違反が是正されない場合は、規則第8条の3第1項の規定により公表するものとする。</p> <p>7 課長等は、公表の対象となる違反が是正されたことを確認した場合は、違反是正報告書により速やかに消防長に報告しなければならない。</p> <p>8 消防長は、前項に規定する報告を受けた場合は、公表している情報を削除するものとする。</p> <p>（その他） 第14条 略</p> <p>別表（第4条関係） 査察基準</p>		<p>（その他） 第13条 略</p> <p>別表（第3条関係） 防火対象物査察基準</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象物の区分</th> <th>実施回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td> <p>1 法第8条の2の2に定める防火対象物の点検及び報告を要する防火対象物</p> <p>2 上記を除く消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1に掲げる(2)項ニ、(5)項イ、6項イ(1)から(3)まで、(6)項ロ、(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）、(16)項イ（(2)項ニ、(5)項イ、6項イ(1)から(3)まで、(6)項ロ又は(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿</p> </td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		対象物の区分		実施回数	第1種	<p>1 法第8条の2の2に定める防火対象物の点検及び報告を要する防火対象物</p> <p>2 上記を除く消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1に掲げる(2)項ニ、(5)項イ、6項イ(1)から(3)まで、(6)項ロ、(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）、(16)項イ（(2)項ニ、(5)項イ、6項イ(1)から(3)まで、(6)項ロ又は(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿</p>	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象物の区分</th> <th>実施回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td> <p>1 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第4条の2の2に掲げる点検を要する対象物</p> <p>2 令別表第1に掲げる(2)項、(6)項ロ、(16)項イ（(2)項又は(6)項ロの用途に供する部分を含むものに限る。）、(16の2)項、(16の3)項の防火対象物</p> </td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		対象物の区分		実施回数	第1種	<p>1 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第4条の2の2に掲げる点検を要する対象物</p> <p>2 令別表第1に掲げる(2)項、(6)項ロ、(16)項イ（(2)項又は(6)項ロの用途に供する部分を含むものに限る。）、(16の2)項、(16の3)項の防火対象物</p>	略
対象物の区分		実施回数													
第1種	<p>1 法第8条の2の2に定める防火対象物の点検及び報告を要する防火対象物</p> <p>2 上記を除く消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1に掲げる(2)項ニ、(5)項イ、6項イ(1)から(3)まで、(6)項ロ、(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）、(16)項イ（(2)項ニ、(5)項イ、6項イ(1)から(3)まで、(6)項ロ又は(6)項ハ（利用者を入居させ、又は宿</p>	略													
対象物の区分		実施回数													
第1種	<p>1 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第4条の2の2に掲げる点検を要する対象物</p> <p>2 令別表第1に掲げる(2)項、(6)項ロ、(16)項イ（(2)項又は(6)項ロの用途に供する部分を含むものに限る。）、(16の2)項、(16の3)項の防火対象物</p>	略													

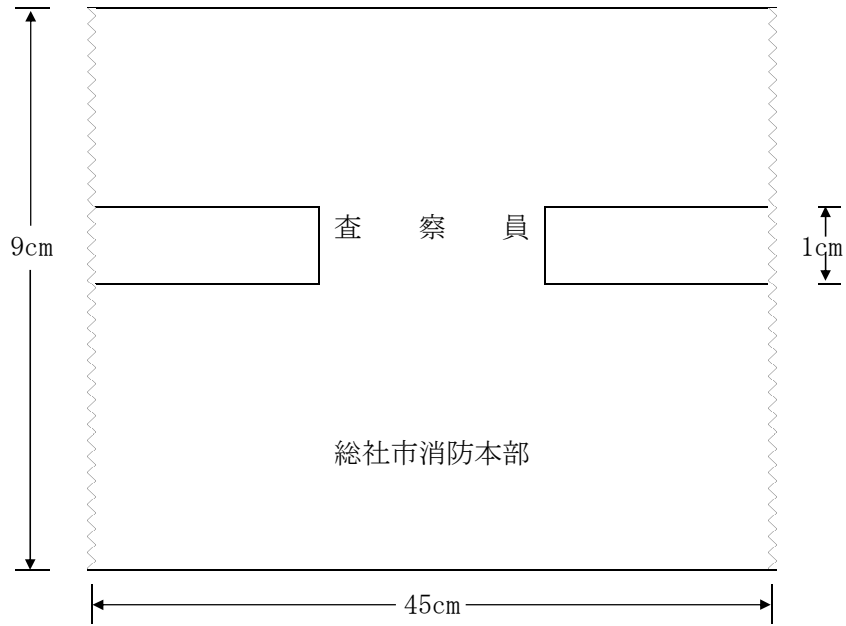
改正後			改正前		
	<p>泊させるものに限る。)の用途に供する部分を含むものに限る。)の防火対象物で<u>特定小規模施設以外のもの</u>、(16の2)項及び(16の3)項の防火対象物</p> <p>3 上記を除く特定防火対象物(幼稚園等を除く。)のうち、<u>法第8条の対象</u>で自動火災報知設備の設置を要するもの</p> <p>4及び5 略</p> <p>6 上記1, 2及び3の<u>防火対象物</u>にかかる危険物製造所等及び高圧ガス製造所等</p> <p>7 略</p>			<p>3 上記を除く特定防火対象物(学校等を除く。)のうち、<u>法第8条対象物</u>で自動火災報知設備の設置を要するもの</p> <p>4及び5 略</p> <p>6 上記1, 2及び3の<u>対象物</u>にかかる危険物製造所等及び高圧ガス製造所等</p> <p>7 略</p>	
第2種	<p>1 <u>非特定防火対象物で法第8条の2の5に定める自衛消防組織を置かなければならない防火対象物</u></p> <p>2 <u>上記を除く非特定防火対象物(令別表第1に掲げる(5)項口及び(7)項の防火対象物を除く。)</u>のうち、<u>法第8条の対象</u>で自動火災報知設備の設置を要するもの</p> <p>3 上記<u>防火対象物</u>にかかる危険物製造所等及び高圧ガス製造所等</p>	略	第2種	<p><u>第1種に掲げる対象物以外の対象物のうち、次の各号に掲げるもの</u></p> <p>1 非特定防火対象物(学校及び共同住宅を除く。)のうち、<u>法第8条対象物</u>で自動火災報知設備の設置を要するもの</p> <p>2 <u>令第4条の2の4の対象物</u></p> <p>3 上記対象物にかかる危険物製造所等及び高圧ガス製造所等</p>	略
第3種	<p>1 <u>第2種に該当しない令別表第1に掲げる(7)項の防火対象物及び幼稚園等</u>のうち、自動火災報知設備の設置を要するもの</p> <p>2 <u>第1種に該当しない特定防火対象物(幼稚園等を除く。)</u>のうち、自動火災報知設備の設置を要するもの</p> <p>3 上記<u>防火対象物</u>にかかる危険物製造所等及び高圧ガス製造所等</p>	略	第3種	<p><u>第1種及び第2種に掲げる対象物以外の対象物のうち、次の各号に掲げるもの</u></p> <p>1 <u>学校等</u>のうち、<u>法第8条対象物</u>で自動火災報知設備の設置を要するもの</p> <p>2 特定防火対象物(学校等を除く。)のうち、自動火災報知設備の設置を要するもの</p> <p>3 上記対象物にかかる危険物製造所等及び高圧ガス製造所等</p>	略

改正後			改正前		
第4種	1 第2種に該当しない非特定防火対象物（ <u>令別表第1に掲げる(7)項の防火対象物を除く。</u> ）のうち、 <u>自動火災報知設備の設置を要するもの</u> 2 上記防火対象物にかかる危険物製造所等及び高圧ガス製造所等	略	第4種	第1種～第3種に掲げる対象物以外の対象物のうち、 <u>次の各号に掲げるもの</u> 1 <u>学校等及び非特定防火対象物（共同住宅を含む。）のうち自動火災報知設備の設置を要するもの</u> 2 上記対象物にかかる危険物製造所等及び高圧ガス製造所等	略
第5種	1 第1種又は第3種に該当しない特定防火対象物（ <u>飲食店等を除く。</u> ） 2 第1種又は第3種に該当しない <u>飲食店等</u> 3 上記防火対象物にかかる法第10条に基づく製造所等	略	第5種	1 第1種～第4種に掲げる対象物に該当しない特定防火対象物 2 上記対象物にかかる法第10条に基づく製造所等	略
第6種	1 第2種又は第4種に該当しない非特定防火対象物（ <u>令別表第1に掲げる(5)項口の防火対象物を除く。</u> ） 2 第2種又は第4種に該当しない <u>令別表第1に掲げる(5)項口の防火対象物</u> 3 上記防火対象物にかかる法第10条に基づく製造所等	略	第6種	1 第1種～第5種までに該当しない非特定防火対象物、 <u>共同住宅及び個人住宅</u> 2 上記対象物にかかる法第10条に基づく製造所等	略
※ <u>防火対象物は、その一部又は全部に消火器具又は自動火災報知設備の設置を要するものに限る。</u> ※ <u>幼稚園等：令別表第1に掲げる(6)項ハ(3)の保育所及び幼保連携型認定こども園並びに(6)項ニの幼稚園をいう。</u> ※ <u>飲食店等：令別表第1に掲げる(3)項及び(16)項イ（(3)項の用途に供する部分を含むものに限る。）の防火対象物をいう。</u> 別図（第7条関係）			※ <u>令別表第1に掲げる(1)項から(6)項（(2)項及び(6)項口を除く。）、(9)項及び(12)項から(14)項の防火対象物にあつては150㎡以上のもの、(10)項、(11)項及び(15)項の防火対象物にあつては300㎡以上のもの</u> に限り、(16)項イ（(2)項及び(6)項の用に供する部分を含むものを除く。）及び(16)項口の防火対象物にあつては構成するいずれかの用途が消火器具の設置を要するものに限る。 ※ <u>学校等：令別表第1の学校、保育園、幼稚園、集会所等で、令第4条の2の4の対象物以外のものをいう。</u> ※ <u>共同住宅：令別表第1の5項口の防火対象物をいう。</u> 様式第1号（第7条関係） 略		

改正後	改正前
(別紙のとおり)	<u>様式第2号(第10条関係)</u> 略

附 則
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別図（第7条関係）



仕様

下地色	えび茶
文字	白（文字の大きさ 査察員 3cm角 総社市消防本部 1.5cm角）
帯線	黄
材質	布
止め方	ピン止め